総務財政委員会令和3年2月26日・3月1日総務部資料7番所管 人事課

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定を整理する必要があるため、条例を改正する。

2 施行日

公布の日。ただし、令和3年2月13日から適用

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

新

○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成11年2月17日 条例第3号

第1条から第10条まで(現行のとおり) 付 則

1 (現行のとおり)

(感染症予防業務手当に関する特例)

- 2 保健衛生行政を所管する課に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症予防業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。
- 3から4まで(現行のとおり)

<u>付 則</u>

<u>この条例は、公布の日から施行し、令和3</u> 年2月13日から適用する。 ĺΗ

○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成11年2月17日 条例第3号

第1条から第10条まで(略)

付 則

1 (略)

(感染症予防業務手当に関する特例)

2 保健衛生行政を所管する課に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。)から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症予防業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。

3から4まで(略)